

別 添 資 料 目 次

[平成22年度当初予算案 主要事業]

大項目	中項目	番号	事業名	備考	主要事業番号	頁
1 子どもと家庭支援の推進について	(1) 社会全体で子育てを支援します		地域福祉・子育て支援交付金「子育て支援分野特別枠」	新	1	23
			子ども手当（児童手当給付費）		2	24
			安心こども基金事業	一部新	3	25
			生活リズム向上キッズ大作戦！事業	新	4	26
	(3) 援護を要する子どもと家庭を支援します		援護を要する子どもたちへのセーフティネット（就学児童）事業	【重点】 新	5	27
			障がい児の居場所づくり事業	【重点】 新	6	28
			発達障がい児地域療育システム整備事業	【重点】 新	7	29
			医療的ケアが必要な障がい児等地域生活支援システム整備事業	【重点】 新	8	30
2 障がい者福祉の推進について	(1) 障がい者自立支援制度などを計画的に推進します		障がい者計画等策定費	新	9	31
	(2) 障がい者の社会参加や就労を支援します		アートを活かした障がい者の就労支援事業	新	10	32
3 高齢者福祉の推進について	(1) 介護保険制度などを計画的に推進します		訪問看護支援事業	新	11	33
			高齢者等の地域ケア推進事業	新	12	34
4 福祉基盤整備の推進について	(2) 生活困窮者の自立を支援します		緊急雇用創出事業臨時特例基金事業（住まい対策）	新	13	35
	(3) 医療保険制度の安定的な運営を支援します		後期高齢者医療制度（後期高齢者医療財政安定化基金設置運営費）	一部新	14	36
	(4) その他		地域生活定着支援センター事業	新	15	37

担当課	子ども室 子育て支援課 企画グループ		
担当者	足立・浅田・中		
内線	6984	直通	6944-6984

《新規》

予算額 3億22万1千円

地域福祉・子育て支援交付金「子育て支援分野特別枠」

「こども・未来プラン後期計画」や「市町村次世代育成支援行動計画（後期計画）」の目標達成に向け、“私のまち”ならではの市町村独自事業や、全国をリードする“大阪”ならではの市町村提案事業の積極的な展開をさらに支援するため、地域福祉・子育て支援交付金に別途、「子育て支援分野特別枠」を創設します。

【事業概要】

	〔地域重点課題事業〕	〔分野別リーディング事業〕
対象事業	市町村次世代育成支援行動計画(後期計画)に位置づけた地域の重点課題に対応する新たな市町村独自事業 (事業実施年度：H22～26年度)	こども・未来プラン後期計画に位置づけた主要課題等に対応する先駆的な市町村提案事業 (事業実施年度：H23～26年度)
対象市町村	政令市・中核市を除く市町村(39市町村)	
予算額 (配分基準)	交付金：3億円 (各市町村の子育て支援事業の直近の実績額に基づき按分)	選定委員会運営費：22万1千円
事業期間	原則3年以内(ただし、効果検証の上、平成26年度まで延長可)	

活用例(市町村での事業イメージ)

〔地域重点課題事業〕

乳幼児期から思春期まで一貫したサービスの提供

- ・青少年拠点施設を整備し、子育て講座の開催、一時保育事業の実施、青少年相談等、乳幼児期から思春期まで子どもの成長段階に応じた一貫したサービスを提供。

子どもの健やかな成長を育む体力づくり

- ・地域ボランティアと連携して体力向上のための運動プログラムを開発・実施。

子育て家庭が暮らしやすいまちづくり

- ・子ども連れの親子が安心して外出できるように、おむつ替えや授乳スペース等を公共施設等に整備し、「赤ちゃんの駅」として認定した上で、広く市民に周知する。

障がい児へのきめ細やかな取り組みの推進

- ・療育施設等を利用することができない子育て家庭を訪問し、子どもの療育を行うとともに、保護者に対して相談・助言を行う。
- ・障がい児に対して、創作活動を行うなど活動の場を提供。

地域における子育て家庭への支援

- ・子育てに不安を抱える家庭への訪問型の支援活動。
- ・経済的に困窮している子育て家庭に対して、子育てに必要な用品(ベビーカー等)を貸し出す。
- ・子ども向けのおもちゃや絵本などを購入し、おもちゃ等の貸出や使い方の講習会、親子で遊べるサロンなどを実施するライブラリを設置。

〔分野別リーディング事業〕については、平成22年度に府と市町村で対象分野等を協議し、学識者からなる「選定委員会」により審査の上、次年度の事業を採択。

担当課	子ども室 家庭支援課 家庭福祉グループ
担当者	後藤・杉山
内線	2430 直通 6944-6675

予算額 合計 207 億 4,464 万 2 千円

子ども手当（児童手当給付費）

次代を担う子どもの育ちを支援するため、平成 22 年度において、中学校修了前までの子どもに子ども手当を支給する制度が創設されます。（平成 22 年 1 月 29 日法案提出、同年 4 月 1 日施行予定）

子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとされ、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担します。

《子ども手当の概要》（「平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律案」）

支給対象、支給額

中学校修了前までの子ども一人につき、月額 1 万 3 千円（所得制限なし）を支給。

〔参考 これまでの児童手当〕

支給対象：小学校修了前までの児童（所得制限あり）

支給額：第 1 子と第 2 子はそれぞれ月額 5 千円（3 歳未満は 1 万円）

第 3 子以降は一人につき月額 1 万円

支給主体

支給等の事務は、市町村（公務員は所属庁）

支払月

6 月（4 月、5 月分） 10 月（6 月～9 月分） 2 月（10 月～1 月分）

22 年 2 月、3 月分の児童手当は 22 年 6 月に支払われます。

23 年度以降の制度の在り方について

子ども手当の 23 年度以降の制度の在り方等については、今後検討することとなっている。

その他

子ども手当を市町村に簡便に寄附できる仕組みを設ける。

児童手当の既受給者に係る申請免除等の経過措置を設ける。

項目	担当課	担当 G	担当者	内線	直通
保育サービス等の充実	子ども室	保育 G	余田・光井	6984	6944-6984
地域子育て創生事業	子育て支援課	企画 G	足立・岡本・鈴木	6984	6944-6984
社会的養護の拡充	子ども室	育成 G	薬師寺・古川	2435	6944-6318
ひとり親家庭等の充実	家庭支援課	家庭福祉 G	後藤・坂口	2438	6944-7532

《一部新規》

予算額 95 億 3,958 万円

安心子ども基金事業

《目的》

「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援等を実施し、子どもを安心して育てることができる体制整備を行います。

安心子ども基金事業 95 億 3,958 万円

(1) 保育サービス等の充実 予算額 63 億 6,801 万 4 千円 (22 年度末まで)

保育所等整備事業

待機児童解消等のための保育所等の創設や耐震化整備を促進するほか、賃貸物件による保育所分園の整備等に必要な経費を補助。

家庭的保育改修等事業

家庭的保育者が保育所等と連携して家庭的保育を行うための居宅・賃貸住宅等の改修及び家庭的保育者に対して行う研修等に必要な経費を補助。

広域的保育所利用事業

駅等から近い場所に子ども送迎センターを設置し、郊外の保育所とネットワーク化するために必要な経費を補助。

保育の質の向上のための研修事業

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、新保育指針の周知を図るための研修等を実施するために必要な経費を補助。

(2) 地域子育て創生事業 予算額 20 億 797 万 2 千円 (22 年度末まで)

地域の創意工夫により、地域の子育て力をはぐくみ、子育てにかかわる人材の育成や、コミュニティの活性化を図るためのきめ細かな子育て支援活動等を支援。

(3) 社会的養護の拡充 予算額 4 億 7,104 万 8 千円

(22 年度末まで。二重線部については、23 年度末まで)

児童虐待が深刻化し増加している現状において、虐待を受け心身ともに傷ついた子どものケアのための児童養護施設等の環境改善及びケア職員の研修等に必要な経費を補助。

また、施設入所児童等の自立を支援するため、退所を控えた子どもの職場開拓や面接等のアドバイス、就職後の相談等を行う。

(4) ひとり親家庭等対策の充実 (一部新規) 予算額 6 億 9,254 万 6 千円

高等技能訓練促進費事業 (26 年度末まで)

母子家庭の母の生活の負担の軽減を図り、看護師等就職に結びつきやすい資格取得を促進するため、養成訓練の受講期間について訓練促進費等を支給。

母子家庭への就業活動支度の支援 (23 年度末まで)

自立支援プログラム策定後の就業活動を支援するために必要な経費を補助。

ひとり親家庭等在宅就業支援事業 (23 年度末まで)

ひとり親家庭等の無理な仕事の掛け持ちの解消や子育てとの両立、収入や生活の安定・向上を図るため、コールセンタースタッフの養成、業務開拓等による就業(在宅就業)支援事業を実施。

担当課	子ども室 子育て支援課 企画グループ
担当者	足立・岡本・中
内線	2448 直通 6944-6984

《新規》 予算額 971万6千円 安心こども基金活用事業

生活リズム向上キッズ大作戦/事業
 ~ 幼児期からの生活習慣の確立を支援します ~

《目的》

幼児期からの規則正しい生活習慣（早寝・早起き、朝食摂取、適度な運動）を確立していくため、保育所や幼稚園等と連携し、保護者や子どもたち自身の理解とやる気を促します。

《事業概要》

(1) 生活リズム向上キッズ診断表等作成事業 (8,046千円)

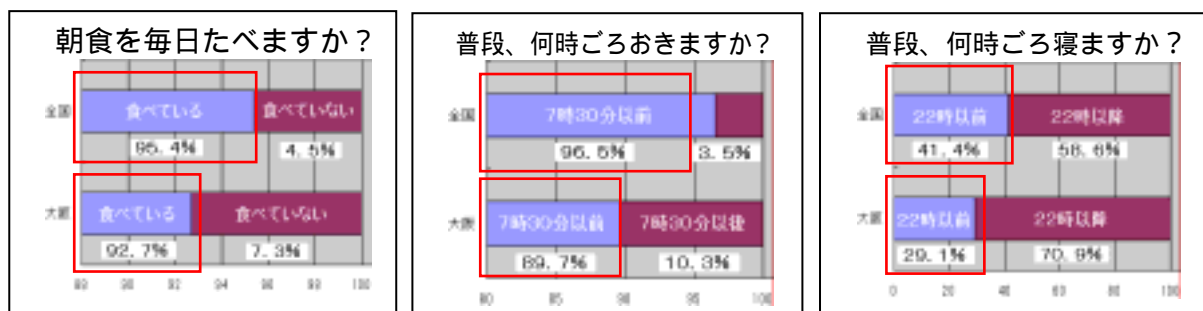
起床・就寝時間、摂食、排便、運動など子どもの総合的な生活リズムを把握するための診断表を作製し、府内の幼児 2,000 名程度を対象に診断調査を行います。

診断調査結果や、生活リズムが幼児期の子どもの成長に与える影響などの科学的データを用いて、保護者の理解を促す啓発リーフレットや、生活リズムの向上に向けた子ども自身のやる気を促すチャレンジカードを作成し、幼児（3歳児以上の就学前児童33万人）がいる家庭に提供します。

(2) 保育士、幼稚園教諭等の支援マニュアルの作成と講習会の開催 (1,670千円)

保育所や幼稚園等で子どもたちへの運動・遊びの指導や生活リズム改善に向けた保護者への指導・助言に役立つマニュアルの作成や講習会を実施し、生活リズム向上に向けた保育所・幼稚園等の取組みを支援します。

大阪府の子どもたちの朝食、起床、就寝の状況（参考）



(平成20年度全国学力・学習状況調査[公立小学校]、大阪府版)

普段、早く（22時以前に）寝る子どもの割合は	29%	全国 と 比べ 平均	12.3 ポイント低い
普段、早く（7時30分以前に）起きる子どもの割合は	89%		6.8 ポイント低い
朝食を毎日食べる子どもの割合は	92%		2.7 ポイント低い

担当課	子ども室 家庭支援課 育成グループ		
担当者	薬師寺・古川		
内 線	2 4 3 5	直 通	6944-6676

【知事重点】《新規》

予算額 2,720万2千円

援護を要する子どもたちへのセーフティネット（就学児童）事業
 ~ 小学生の入所時学力キャッチアップ支援 ~

《背景・目的》

さまざまな事情により家庭での養育が困難となり、児童養護施設に入所する子どもたちの約6割が保護者からの虐待を受けた経験があるという現状にあります。そのため、不安定な家庭環境の中で学習習慣が身についていない子どもが多く、学習面の遅れが課題となっています。多くの子どもたちが当たり前前に高校へ進学している中、本事業の実施により、施設入所児童の多様な進路選択が可能となることを目的とします。

《事業概要》

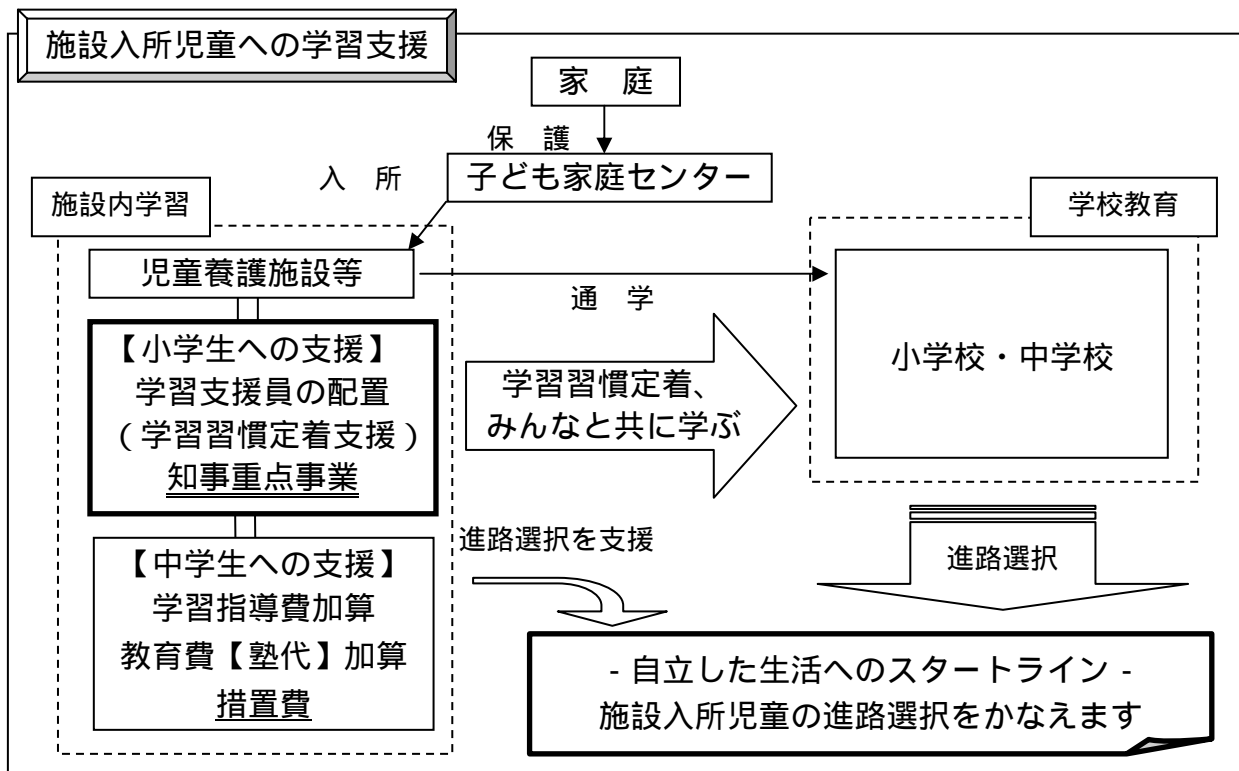
施設入所児童の中には、「ほんとうは高校へ行きたい...」にもかかわらず、進路選択を変更せざるを得ないことも少なくありません。このような状況を改善するためには、小学生の段階における基礎学力の定着が必要不可欠です。入所間もない小学生に対して、個別指導により学習習慣を定着できるような学習支援員を配置する施設に対して費用を助成します。

援護を要する子どもたちへのセーフティネット（就学児童）事業

「 - 小学生の入所時学力キャッチアップ支援 - 」

- ・ 学習支援員配置先：大阪府管の児童養護施設等
- ・ 事業期間：平成22年度～平成26年度（こども・未来プラン後期計画期間）
- ・ 事業内容：新しく入所する小学生約170名に対して、入所時から約1年間の間、学習習慣定着のための支援を行う。

小学生3名程度に、1名の学習支援員（約50名）を配置する。



主要事業 6

担当課	子ども室 子育て支援課 企画グループ		
担当者	足立・鈴木		
内 線	4 2 6 1	直通	6 9 4 4 - 6 9 8 4

【知事重点】《新 規》

予算額 7,000 万円

障がい児の居場所づくり事業
～ 障がい児の居場所や保護者の育児と就労の両立を支援します～

《目 的》

支援学校の児童を地域の放課後児童クラブに受け入れるための体制整備や、既存資源（児童館・青少年センター等）を活用した障がいのない児童との交流事業の実施などの取り組みを支援し、支援学校の児童の地域における居場所づくりを推進するとともに、保護者の育児と就労の両立を支援。

《事業概要》

これまで支援学校の児童を受け入れていない放課後児童クラブで、新たに支援学校小学部の児童を受け入れる場合に、指導員の障がい児に対する知識や経験、対応力を向上させるための取り組みを支援。また、支援学校の児童に対する日常的な情報交換や支援方法等について、支援学校から助言を受けることができるような体制を整備。
児童館や青少年センターを活用し、障がいのない児童と支援学校の中学部・高等部児童との交流事業の実施を支援。

《事業費》

6,400 万円（新たに受け入れる支援学校児童一人あたり 100 万円）
600 万円（一ヶ所あたり 100 万円）

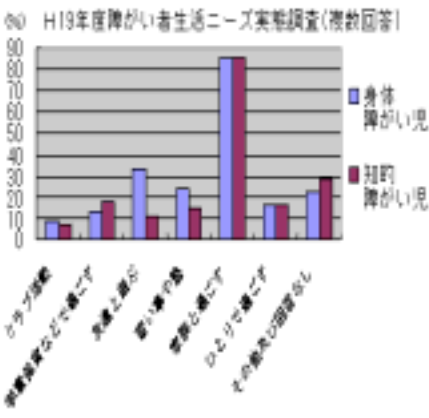
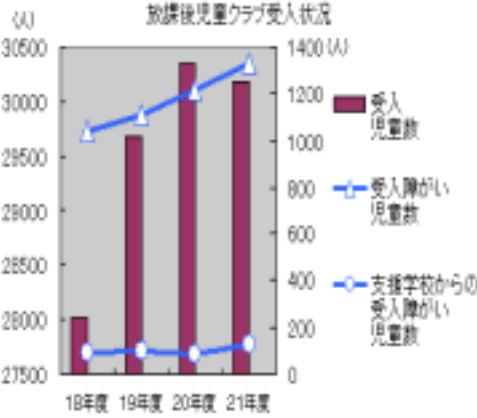
《事業期間》

平成 22 年度から平成 26 年度まで（1 クラブ（ヶ所）あたりの補助期間は単年度）

府内〔政令・中核市除く〕放課後児童クラブの状況等（参考）

地域の放課後児童クラブで受け入れられている障がいのある児童の数は年々増加しているものの、支援学校からの児童の受け入れは、あまり進んでいない。

支援学校在籍児童の半数以上が「家の近所に友だちがいない」、放課後や休みの日は、障がい児の 85% が家族と過ごす状況。



担 当 地域生活支援課 地域サービス支援グループ
 担当者 小森、野村、酒井
 内 線 2 4 5 2
 直 通 6 9 4 4 - 2 3 6 7

【知事重点】《新規》 予算額 1,540万2千円 安心こども基金活用事業

発達障がい児地域療育システム整備事業

～身近な地域で早期発見・早期療育体制の整備を進めます～

【目 的】

発達障がいの早期発見・早期療育は、子どもの発達支援の観点から重要とされており、より身近な市町村において母子保健と福祉が連携し、専門的な療育の場を整備することにより、発達障がい児の発達支援並びに保護者を支援する仕組みづくりを推進します。

【実施主体】

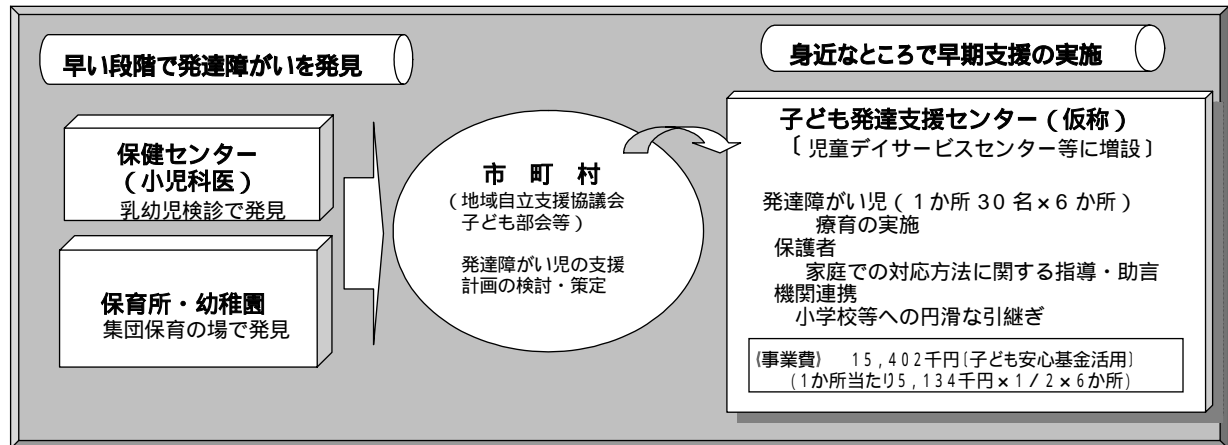
市町村。(但し、社会福祉法人等に委託可。)

【事業内容】

市町村が主体となって「子ども発達支援センター(仮称)」を設置し、発達障がいをはじめ発達面で気になる子どもを対象に専門的な療育を実施するとともに、保護者の障がい受容への働きかけや、子どもへの接し方、家庭での療育方法の指導を行う。

就学前の発達障がい児の個別支援計画等を就学後も引き続き継続させることにより、発達障がい児が円滑に就学できるよう、保健・福祉・教育の連携体制を整備。

発達障がい児の早期療育システム整備事業



課題とこれまでの取り組み

発達障がいとは?
 自閉症・アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい、学習障がいその他これに類する脳機能障がい

発達障がいの理解不足、「気づき」の遅れ
 保健師、保育士等職員向けに早期発見対応マニュアル作成

療育の場の不足。
 約400人が待機(平成21年6月1日時点)
 専門療育の場の確保を目的に府の療育拠点施設において、市町村が推薦する児童デイサービスセンター等職員を対象に、療育技術等習得に向けた実地研修を実施

大阪府

療育拠点施設

発達障がい児(1か所60名×6か所)療育の実施
 保護者 家庭での対応方法に関する指導・助言
 機関連携 小学校等への円滑な引継ぎ並びに児童デイ等における障がい児や保護者対応に関する助言、指導

大阪府立精神医療C 松心園

精神医学的な症状や激しい問題行動がある発達障がい児
 通院・入院治療

連 携

担当 地域生活支援課 地域サービス支援グループ
 担当者 小森、岸、橋
 内線 2455
 直通 6944 - 2367

【知事重点】《新規》

予算額 1,400万円 安心子ども基金活用事業

医療的ケアが必要な障がい児等地域生活支援システム整備事業
 ~ 医療的ケアが必要な方の在宅生活を応援します ~

【目的】

医療的ケアが必要な障がい児等の地域生活の維持・継続並びに介護家族のレスパイト支援を行なうことにより、障がい児並びに家族が安心して地域生活を送れる環境の整備を図る。

【実施主体】

市町村。(但し、社会福祉法人、医療法人に委託可。)

【事業内容】

拠点施設の指定

重症心身障がい児施設等を拠点施設として1福祉圏域毎に1か所指定。

指定された拠点施設において、包括支援員(看護師等)を配置。

拠点施設の実施事業

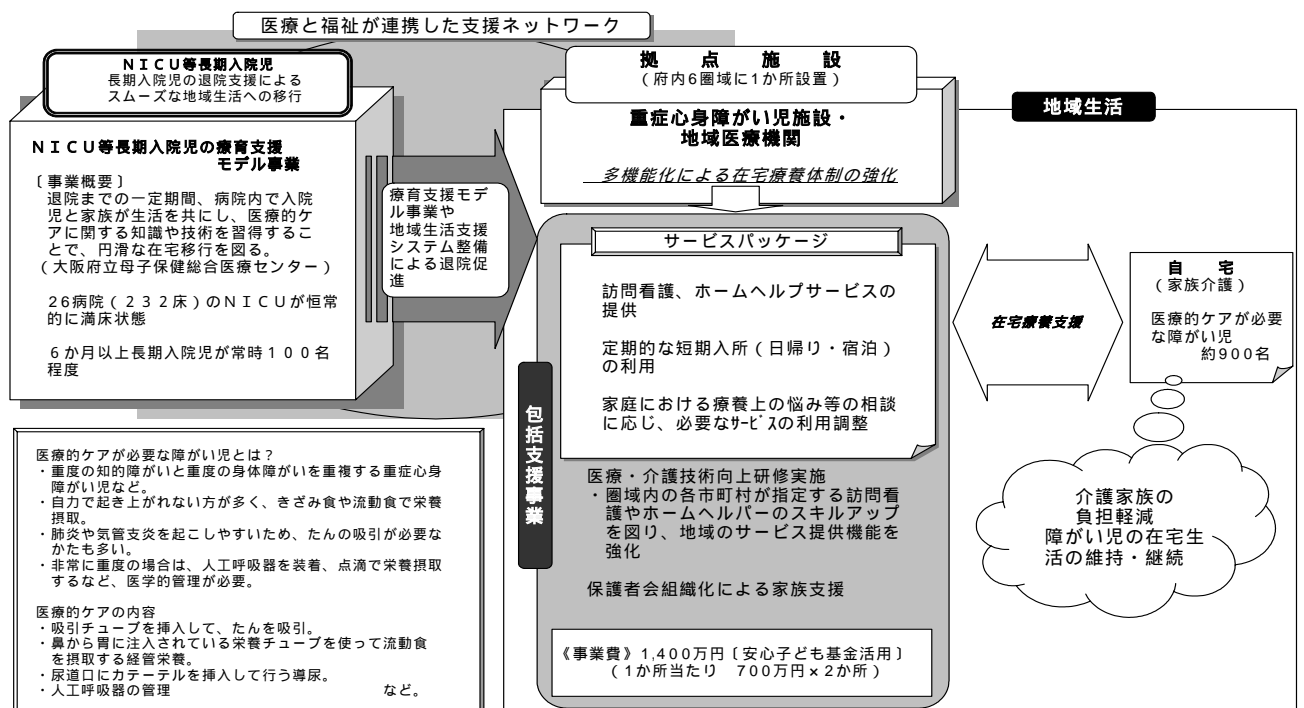
拠点施設の近隣の医療的ケアが必要な障がい児のいる家庭を対象に、訪問看護、ホームヘルプサービスなどの医療・福祉サービスを一体的に提供。

介護家族等からの相談に応じて、重症心身障がい児通園事業や生活介護等福祉サービスの利用の調整、在宅での看護、介護に関する助言等を実施。

拠点施設から遠隔地の医療的ケアが必要な障がい児のいる家庭についても、訪問看護やホームヘルプサービスが一体的に提供できるよう、市町村が推薦した事業所のスタッフを対象に医療的ケアが必要な障がい児の看護、介護の知識、技術習得のための研修を実施。

医療的ケアが必要な障がい児の短期入所事業所の拡大を図るため、圏域内にある既存の短期入所事業所の状況を把握するとともに、医療的ケアを提供するために必要な設備等の改善策の助言や提案、スタッフの研修を実施。

介護家族の精神的負担の軽減を図るため、介護家族が経験者の体験を聞く場や交流できる場を設置。



担当：障がい福祉室計画推進課
 企画調整グループ
 担当者：白波瀬、谷口
 内線：2464
 直通：6944-2362

《新規》

予算額 610万1千円

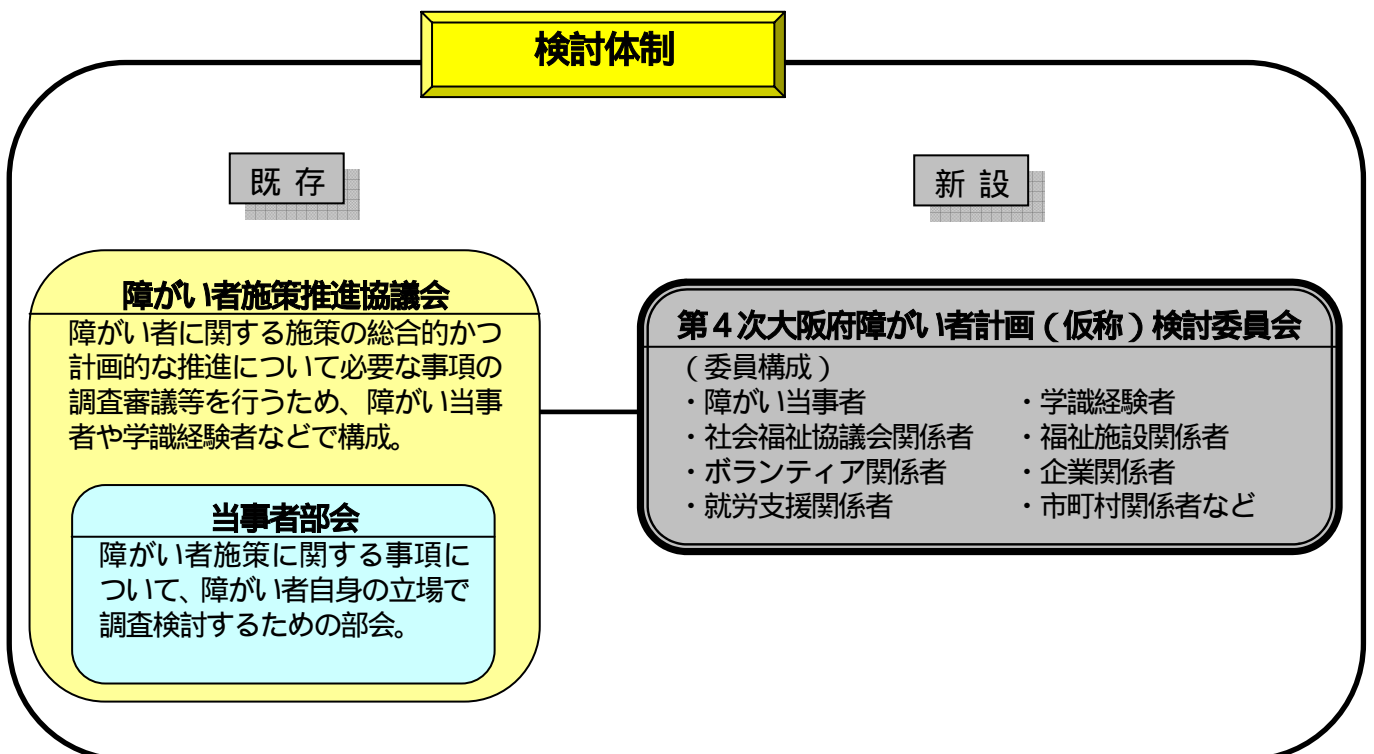
障がい者計画等策定費
 ~ 「第4次大阪府障がい者計画(仮称)」策定に向けた検討委員会
 の設置と「障がい者生活ニーズ実態調査」の実施 ~

《目的》

「第3次大阪府障がい者計画」(計画期間：H23年度末まで)の後継計画を策定するため、大阪府障がい者施策推進協議会に「第4次大阪府障がい者計画(仮称)検討委員会」を設置するとともに、障がい者や家族のニーズなどの調査を実施する。

《事業内容》

- 1 第4次大阪府障がい者計画(仮称)検討委員会の運営 [1,601千円]
 障がい者施策推進協議会の下に、障がい当事者や学識経験者などで構成する検討委員会を設置し、概ね10年先を見据えた今後の障がい者施策の方向性を検討する(H22年度8回開催予定)。
- 2 障がい者生活ニーズ実態調査の実施 [4,500千円]
 障がい者の現状と施策の課題を明らかにし、ニーズに応じた施策を展開していくための基礎資料として活用するため、標記調査を実施する(障がい者とその家族8,000名程度)。



担 当：障がい福祉室自立支援課
 社会参加支援グループ
 担当者：田仲、平川
 内 線：2454、2460
 直 通：6944-9176

《新規》

予算額 900万円

アートを活かした障がいの就労支援事業
 ~ 障がいの創造性豊かな芸術作品を現代アートとして評価し
 アーティストへの可能性を支援する公民協働のシステム構築を検討 ~

《目 的》

障がいの有する創造性豊かな芸術的才能に着目し、その作品を現代アートとして評価することと併せ、これをマーケットに繋げ、その収益を作者である障がいに還元できるシステムを構築することにより、障がいが現代アートの世界でアーティストとして自立できる可能性を拓き、多くの障がいに夢と希望を与え、障がいの自立と社会参加の促進に資する。

《事業内容》

事業趣旨に賛同する企業等の支援プロジェクトからの寄附金を充当し、美術・福祉関係者、企業、行政等の協力・連携により、以下の事業を実施する。

(1) 展覧会の開催<委託>

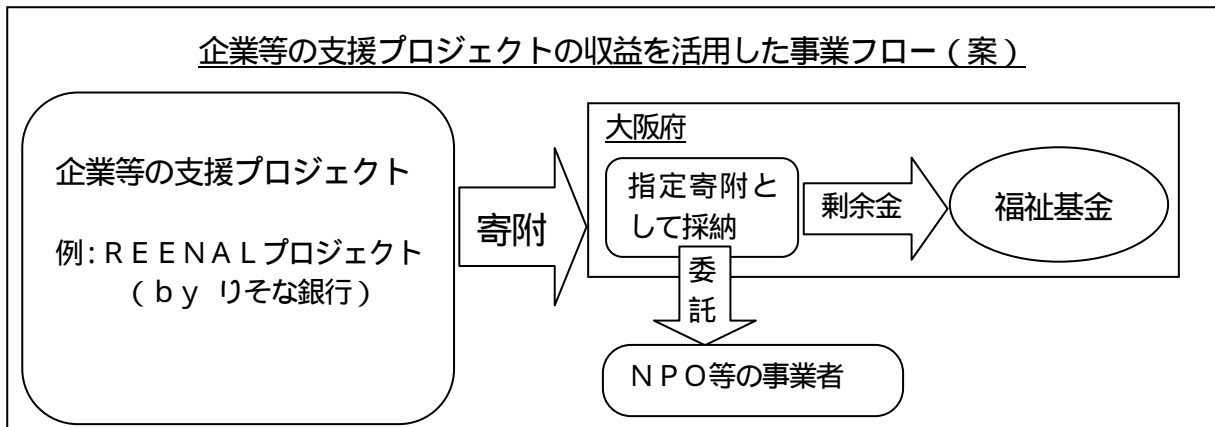
平成21年度に実施する公募展において入選した作品を中心として、現代アートとしての評価に適う作品を、府民とりわけ現代アートに関わる関係者の目に触れさせ、その魅力や可能性についての理解と認識を深めていただけるよう、現代アートギャラリーや美術館等における企画展など、趣向を凝らした展覧会を開催する。

(2) 作品販売等のシステム化の検討<委託>

作品やグッズの販売、レンタル等による収益を、作者である障がいに還元するとともに、収益の一部を販売等の事業経費や、契約等の手続きの代行、著作権等の権利擁護などに係る費用に充てるなど、アートを活かした障がいの就労支援を行うための自律的な仕組みづくりに向け、モデルとなる事業実施体制についての調査研究を行う。

(3) 府の支援方策の検討

上記(1)(2)の結果を踏まえ、アートを活かした障がいの就労支援システムの普及に向け、府としての支援方策を検討する。



担当 福祉部 高齢介護室
 介護支援課 在宅支援グループ
 担当者 富山 藤城
 内線 4485 (直通)6942 - 3515

(新規)

予算額 1,400万7千円

訪問看護支援事業

1. 目的 高齢化の進展に伴い、要支援者・要介護者の増加により、在宅療養者の増加が見込まれるなか、在宅医療の推進が重要課題となっていることから、訪問看護サービスの安定的な供給を維持し、訪問看護を必要とする者に必要な訪問看護を提供する体制を整備することにより、在宅療養環境の充実に図る。

なお、本事業は、平成21年度から国において制度化されたものであり、厚生労働大臣が認める額が補助される。

2. 事業主体 都道府県・指定都市
 関係団体への委託可

3. 実施期間 平成22年4月～平成24年3月

4. 予算額 平成22年度当初予算 14,007千円

{	訪問看護推進協議会関係	1,824千円
	広域対応訪問看護ネットワークセンター事業	12,183千円

5. 対象事業 訪問看護推進協議会の設置及び広域対応訪問看護ネットワークセンター事業

(1) 訪問看護推進協議会の設置

訪問看護の安定的な供給に寄与するため、広域対応訪問看護ネットワークセンター事業の企画、調整等を行う協議会を設置する。

(2) 広域対応訪問看護ネットワークセンター事業の実施

訪問看護の安定供給を図るため、訪問看護事業所の業務を集約化・効率化する事業を実施する。

(事業例) 24時間対応の共同実施、コンサルテーション事業の実施等

担 当 福祉部 高齢介護室
 介護支援課 在宅支援グループ
 担当者 富山 平井
 内 線 4481
 直 通 6944 - 7098

《新 規》

予算額 600万円

高齢者等の地域ケア推進事業

【目 的】

ひとり暮らし高齢者等、援護を要する人々の入居率が高い府営住宅において、空き部屋や集会所等公的ストックを有効に活用し、地域包括支援センター、CSW(コミュニティソーシャルワーカー)と連携しながら府営住宅周辺の地域コミュニティの再生を図るとともに、本事業で得られた課題解決手法や施策例を示すことにより、市町村の地域ケア推進に係る取組みが充実されるよう支援します。

【事業内容】

府営住宅での高齢者等の地域ケア推進に対する住民主体の取組みへ補助を行います。

(住民主体の取組みへの補助内容) 1団地あたり25万円を上限、20ヶ所

(住民の取組み例)

交流促進型	<p>住民同士が、交流する活動を行なう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 花づくりや緑化、清掃活動など、周辺住民を巻き込んだ実践的な取組み ・ 住民の趣味や特技を生かしたレクリエーション活動 など
相談型	<p>相談サービスを週1回程度行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活課題に対する相談サービス(福祉、健康、教育等) ・ 高齢者同士、障がい者同士、一人親家庭の者など課題を抱えた者同士によるピアカウンセリングや交流
課題解決型	<p>府営住宅周辺での生活課題を解消するサービスを住民等が主体的になって提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障がい者、子どもなど個人のニーズに即した「パーソナルアシスタントサービス」(孤立化を防ぐための閉じこもり予防、介護予防活動、配食や電球のつけかえ等の日常生活支援)

【事業期間】

平成22年度限り

【平成22年度当初予算額(案)】

600万円

担 当	福祉部 地域福祉推進室 社会援護課 社会援護グループ
担当者	松川、高木
内 線	2426、2498 (直通6944 - 6666)

《新規》

予算額 66億4,300万円

**緊急雇用創出事業臨時特例基金事業
～住まい対策～**

1. 目的

国の平成21年度補正予算において、「住まい対策」のために都道府県に交付される交付金を活用して基金を積み増し、次の事業を実施する府内市町（政令市、中核市を含む）に対して補助する。

《国のセーフティネット支援対策等事業費から当該基金への財源の変更とともに事業の拡充が図られたもの》 （補助率：国 10/10）

2. 事業の内容

住宅手当緊急特別措置事業

離職して住居を失った求職者等に対して、「住宅手当」を条件付で最長9ヶ月間給付しながら再就職に向けての支援を行う市町に対し助成。

（34億9,106万円）

生活保護受給者就労支援事業

生活保護受給者に対する就労支援体制の充実を図るため、就労支援員等を増員配置する福祉事務所を有する府内全市町に対し助成。

（6億8,890万円）

ホームレス対策推進事業

ホームレス及びホームレスとなるおそれのある者に対し、ホームレス総合相談推進事業、自立支援事業、緊急一時宿泊事業等の自立支援施策を大阪市及び府と府内市町村がブロック毎に共同で実施。

（20億845万円）

生活福祉資金貸付事業相談体制充実事業

生活福祉資金貸付事業において、市町村社会福祉協議会に相談員を配置。

（4億4329万円）

3. 実施期間

平成21年度～平成22年度

ただし、平成21年度については当該事業資金の確保のみであり、平成22年度から事業実施。

担当課 国民健康保険課
 担当者 企画グループ 西田・佐藤
 内線 2471・2472
 直通 6944-7128

一部新規

予算額 120 億 6,899 万 9 千円

後期高齢者医療制度の保険料負担軽減について
 ~ 後期高齢者医療財政安定化基金設置運営費 ~
 (後期高齢者医療財政安定化基金条例の改正)

【目的】

高齢者の負担軽減を図るため、「大阪府後期高齢者医療広域連合」が設定する平成 22・23 年度の保険料上昇率（平成 21 年度比）を 5%程度に抑制する。

【概要】

「大阪府後期高齢者医療広域連合」の試算では、平成 22・23 年度の保険料が医療費の増大等により 11.1%上昇（平成 21 年度比）するため、今回、上昇率を 5%程度に抑えたいとの同広域連合からの要請に応え、府に設置する「後期高齢者医療財政安定化基金」に積増し・取崩し（下表のとおり）を行い、所要額を広域連合に対し交付。

< 加入者一人当たり保険料 >

76,833 円（平成 21 年度） 85,314 円（平成 22・23 年度(見込) 上昇率 11.1%)



軽減後の一人当たり保険料
80,728 円（(見込) H21 年度比 + 3,895 円 上昇率 5%） 年間 4,586 円抑制

〔財政安定化基金と予算額等の関係〕

(単位 : 億円)

	予算額等	(うち府負担(1/3))
H20・21 年度積立額	37.6	(12.5)
H22 年度基本ルールによる積立額	21.7	(7.2) 今回分
保険料抑制（上昇率 5%）のための積増額	33.6	(11.2) 今回分
H22 年度末基金残高(予定) + +	92.9	(30.9) うち、今回分計 + (18.4)
上記のうち取崩可能額 (給付増リスク対応分 27.4)	65.4	

+ + = 120.7 億円 (予算額)

【参考】

財政安定化基金の概要

広域連合の財政安定化を図るため、給付費の想定外の増大や予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足等に起因する財政不足について、資金の交付・貸付を行う（=基本ルール）ことを目的とし、国、都道府県及び広域連合（保険料）の拠出のもと、都道府県に基金を設置。

（拠出割合；国・府・広域連合 各 1/3）

今般、交付ができる要件として、上記「基本ルール」に加え、保険料抑制のための財源として交付ができるよう、関係法令等が改正予定であり、これにあわせて、府基金条例も改正予定。

担 当 福祉部 地域福祉推進室
 地域福祉課 事業者育成グループ
 担当者 浮舟、大河内
 内 線 2491、(直通) 06-6944-8950

〈新規〉

予算額 850万円

地域生活定着支援センター事業

1 目 的

高齢者や障がい者で、福祉的な支援を必要とする刑務所等出所予定者について、出所後、福祉サービス等につなぐための準備を保護観察所と協働して進め、刑務所出所者等の社会復帰を支援するために地域生活定着支援センターを設置する。

(補助率：国10/10)

2 事業の概要

(1) コーディネート業務(保護観察所の生活環境調整への協力)

- ・ 出所後の受入れ先施設等の確保のための調整、福祉サービス等の申請支援
- ・ 出所後、福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備 等

(2) フォローアップ業務(あっせんした施設等へのアフターケア)

- ・ 受入れ先施設等に対する本人の処遇、福祉サービス等の利用に関する助言

(3) 相談支援業務(刑務所等を出所した人に係る福祉的な助言等)

- ・ 本人や関係機関等に対する助言、福祉サービス等の利用支援 等

3 事業イメージ

